

○新規の化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている地域を定める省令

(平成十六年三月十八日)

(／厚生労働省／経済産業省／環境省／令第三号)

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二号)第二条第一項第三号の規定に基づき、新規の化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている地域を定める省令を次のように定める。

新規の化学物質による環境の汚染を防止するために必要な措置が講じられている地域を定める省令

化学物質の審査及び製造等の規制に関する法律施行令(昭和四十九年政令第二百二号)第二条第一項第三号の厚生労働省令、経済産業省令、環境省令で定める地域は、次のとおりとする。

アイルランド、アメリカ合衆国、イタリア、英国、オーストラリア、オーストリア、オランダ、カナダ、ギリシャ、スイス、スウェーデン、スペイン、スロバキア、大韓民国、チェコ、中華人民共和国、デンマーク、ドイツ、ニュージーランド、ノルウェー、ハンガリー、フィンランド、フランス、ブルガリア、ベルギー、ポーランド、ポルトガル及びルクセンブルク

附 則

この省令は、平成十六年四月一日から施行する。